

入札保証金について

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 1 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、令和元年 4 月 1 日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料（2 契約分）を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。

ア 提出期限

令和 3 年 9 月 27 日（月）午後 4 時まで

(3) 入札保証金の納付方法

納入通知書により納付すること。

ア 納入通知書の発行依頼

納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。

イ 納入通知書の発行依頼期限

令和 3 年 9 月 21 日（火）午後 4 時まで

ウ 納付期限

令和 3 年 9 月 27 日（月）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。

オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限

令和 3 年 9 月 27 日（月）午後 5 時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。

ア 対象となる保証

銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出期限

令和 3 年 9 月 27 日（月）午後 5 時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記(3)オに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和 3 年 9 月 28 日（火）までの期間を含むこと。

(7) 提出先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目 8 番 42 号

埼玉県浦和競馬組合 総務課 総務係 佐藤

電話 048-881-1792

電子メール soumu@urawa-keiba.or.jp